

第 2 1 回 原子力委員会

資 料 第 3 号

第 1 7 回 原子力委員会定例会議

内閣府 政策統括官（科学技術政策担当）付 参事官（原子力担当）付

第17回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2007年4月24日(火) 10:30～

2. 場 所 中央合同庁舎4号館6階共用643会議室

3. 出席者 近藤委員長、松田委員、広瀬委員、伊藤委員

原子力安全・保安院

広瀬院長

市村原子力事故故障対策室長

門野原子力発電検査課班長

文部科学省 原子力計画課

山野課長

日本原子力研究開発機構

柳澤理事

電気事業連合会

田中原子力部長

経済産業省 原子力政策課

堺課長補佐

内閣府 原子力政策担当室

黒木参事官、西田補佐、中島補佐

4. 議 題

(1) 高速増殖炉開発のエンジニアリング等を行う中核企業の選定について

(2) 原子力施設における不正問題等について

(3) 原子力燃料工業株式会社熊取事業所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について(答申)

(4) 第26回市民参加懇談会コアメンバー会議の結果について(報告)

(5) 「市民参加懇談会の設置について」の改正について

(6) 近藤原子力委員会委員長の海外出張報告について

(7) その他

5. 配付資料

- (1) 高速増殖炉開発のエンジニアリング等を行う中核企業の選定について
- (2-1) 発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について
- (2-2) 発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について (第2報)
- (2-2) 北陸電力(株)志賀原子力発電所1号機における平成11年の臨界事故及びその他の原子炉停止中の想定外の制御棒の引き抜け自称に関する調査報告書について (第8報)
- (3-1) 原子燃料工業株式会社熊取事業所における核燃料物質の過去会々の事業の変更許可について (答申)
- (3-2) 原子燃料工業株式会社熊取事業所加工事業変更許可申請の概要について
- (4) 第26回市民参加懇談会コアメンバー会議の結果について (報告)
- (5) 「市民参加懇談会の設置について」の改正について (案)
- (6) 近藤原子力委員会委員長の海外出張報告について
- (7) 原子力委員会政策評価部会(第13回)の開催について
- (8) 第15回原子力委員会定例会会議事録

6. 審議事項

(近藤委員長) おはようございます。第17回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日議題がやや多いんですが、1つが高速増殖炉開発のエンジニアリング等を行う中核企業の選定についてご報告をいただくこと、2つ目が、原子力施設における不正の問題等についてご報告をいただくこと。3つ目が、原子燃料工業株式会社熊取事業所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について、これは私どもの答申をご審議いただくこと。4つ目が、第26回市民参加懇談会コアメンバー会議の結果についてご報告をいただくこと。それから5つ目として、「市民参加懇談会の設置について」の決定を改正することについて。そして6つ目が、私の海外出張について、7つ目、その他となっています。よろしく願いいたします。

(1) 高速増殖炉開発のエンジニアリング等を行う中核企業の選定について

(近藤委員長) それでは、最初の議題、お願いします。

(黒木参事官) 最初の議題でございますが、高速増殖炉開発のエンジニアリングなどを行う中核企業の選定につきまして、山野文部科学省原子力計画課長、日本原子力研究会開発機構、柳澤理事にご説明をお願いいたします。

それから、電気事業連合会の田中原子力部長に、経済産業省の原子力政策課、堺課長補佐に同席いただいております。

それでは、ご説明お願いします。

(山野課長) それでは、資料1ですが、ここにありますように高速増殖炉開発のエンジニアリングを中核的に担っていく企業の選定ということで、文科省、経産省、電事連、原子力機構の4者の共同作業として進めてきたところ、先週の18日付で、三菱重工を選定したことのご報告でございます。

まず、経緯が後ろの方の9ページにございますので、若干復習的に経緯を、どのようなことをやりながら選定してきたかということをご説明したいと思います。

昨年の12月末でございますが、五者協議会におきましてこういうエンジニアリングを中核的に行ってきたのを、一社に制定するという方針を受けまして、その後、まず主体的には機構が選んでいくということで、この中で中核企業選定委員会、そのメンバーはその1つ前のページにございますが、東大の田中先生をヘッドにいたしまして、有識者及び公認会計士の先生、あとこのメンバーということで委員会を設置して、その中で募集要領をどうやっていくかということをやりながら、2月から3月にかけて、1カ月間募集をしました。こういうことですから、まず公平性とか透明性とか、これらにかなりぴりぴりするぐらい気をつけながらやってきたつもりでございます。そういうカテゴリーを経て、実際応募が、実は三菱を含め2社ございましたが、その中で書類審査、あとヒアリングとかを行いながら決めていったということでございます。

その中で、ここにありますように先週の16日にその選定委員会の中で三菱重工が適当であろうということを受けまして、それで戻りますと、それを受けて、いろいろな表紙が頭についていますけれども、それをまず、この中の理事会で決定をしています。それを文科省、経産省、電事連の方で了承するという形で決めたということでございます。

具体的に、どういう理由で選んだのかというようなことにつきましては、実際、その選定委員会のメンバーでもございました柳澤理事の方からご説明いただきたいと思います。

(柳澤理事) おはようございます。柳澤でございます。

それでは、別紙というところで、エンジニアリング等行う中核企業の選定結果について(報告)というのがございます。これで報告させていただきたいと思っております。

今、お話がありましたように、原子力機構は中核企業を選定するようという要請を受けたということで、それに基づいて、そのことは五者協議会で決定されて、中核企業の選定委員会というのを、設置は1月24日にいたしまして、準備会等をやった上で選定結果を4月16日いたしましたということでございます。

選定の結果は、今、ご説明あったとおりでございます。理由として、総合評価にございますが、選定されました三菱重工は、「常陽」実験炉、それから原型炉「もんじゅ」の設計・建設の実績、及びその後、原子力機構が中心にやってきました実用化戦略調査研究ということで、この中で選定された主概念、これは下にありますように、ナトリウム冷却のMOX燃料ということを中心としておりますけれども、それに対する研究開発の実績は豊富であるということが1つと、それらに対する高い総合的なエンジニアリング能力と、これを支える経営基盤を有していること。

それからまた、必要な人材、試験施設を十分に有するとともに、今後の、これから長い期間あるわけではなくて、準備も短い期間でやるに当たって、要員計画が具体的に示されているということで、持続的、積極的な取り組みができるということとともに、国家基幹技術である高速増殖炉サイクルの研究開発を支えていく強い責任意識と意欲を擁しているという評価でございました。

2番目に、選定基準への適合性の評価ということで、選定基準が6つございます。①から順次ございますけれども、まず、技術的能力・経営基盤ということで、軽水炉から高速炉への原子力の高い総合的なエンジニアリング能力を持っているということと、長期にわたっての経営基盤、管理能力を有しているということ。ここに参考として書いてありますけれども、これは評価、あるいは判断するに際し参考にしたことをやはり明示しておくということで、参考ということで明示しました。

幾つかポイントだけ申し上げますと、原子力総合プラントメーカーとしての40年にわたる実績と軽水炉、高速炉とある。それから2番目は、今、日本ではループ型の高速炉というのを主体にしようという中で、PWRの設計等培った経験をきちっと反映して総合的なエンジニアリング能力を培っているということ。それから、「もんじゅ」の設計においては、これは4社でやったわけですが、一時管理会社としてプラント全体をまとめたという実

績もあるということ。それから、高速増殖炉の実用化の戦略、調査研究では、主概念に対して一貫して新技術の取り組みを進めていたというようなことがございます。

3ページの2つ目の基準で、研究開発体制ということでございますけれども、特に高速炉の設計から製造までの全体にわたるプロジェクト遂行能力が高いということ。それから「常陽」、「もんじゅ」での実績と、それから新会社設立に向けた将来的な要員計画が非常に明確にされている、あるいは施設を持っているというようなことが評価されております。参考には、その施設の例が書いてあります。

3番目に、開発の実績でございますけれども、繰り返しになりますけれども、「常陽」、「もんじゅ」の実績とともに、実用化への主概念の成立を示す研究開発の実績も豊富に持っているということで、「常陽」においては、マークⅢの、改造工事をやりましたけれども、ここでも新しい技術を取り入れていると。「もんじゅ」ではいろいろな機器あるいは設備についても担当していたという実績がございます。

次のページでございますけれども、実用化戦略の中では革新的な技術を取り入れつつ、この主概念の構築に寄与してきたというのがございます。

④で、我が国産業界全体の實力涵養への貢献ということで、特に海外での高速炉の情報収集能力を持っているということと、特に主概念に対しては、我が国産業界全体ということで、いわばほかのメーカーの持っている得意な分野あるいはすぐれた分野について、積極的に活用するという構想を持っているということが示されております。

⑤の国際標準化・国際協調ということで、世界をリードしていく日本の高速増殖炉開発の役割の中で、特に主概念の国際標準化を目指す取り組みや、アメリカでのGNEPに対する受注に対して積極的に取り組んでいくということで、具体的に、参考にそれらが書かれております。

それから、その他の重要事項ということで総体的に書いてありますけれども、一番下の行にありますように、一貫して適切な体制、要員を維持してきたということで、これまで「もんじゅ」の事故以降、高速炉の取り組みが少し落ちている中でも、ぴしっと将来見据えて体制を誘引してきたということが評価されて、その経営姿勢ということを評価した。

それから、国家基幹技術である高速増殖炉サイクルの研究開発を支えていくという積極認識があるということです。

最後に、選定に当たっての要望ということで、この委員会としての要望事項をまとめております。

国家基幹技術としてのFBRサイクル技術は、やはり国としての取り組みであるわけなので、中核企業が我が国産業界全体の実力涵養あるいは国際的な標準化等について、国全体の利益を十分勘案して取り組むようにということで、いわば中核企業三菱の関連会社的な位置づけになるのかもしれませんが、やはり我が国全体の利益を十分考えていくようにということの要望をつけております。

この後、この決定を受けて、岡崎理事長から三菱の佃社長に通知しておりますけれども、そのときに3点要望しております。

1つは、今、選定に当たっての要望事項を伝えるとともに、原子力機構と其中核企業、施行時に車の両輪としてFBRサイクルの実用化に取り組むということと、やはりこれまでと違って、企業の自主性を尊重して開発に取り組んでいただきたいということを伝えております。

我々としては、この決定で即日に取り組みを開始しております、社内には新会社の対応チームということで、5、6人、2人ぐらいは契約とか、それから法務とかそういうのに詳しい人間を、それから全社的には契約とか顧問弁護士の方、法務室、あるいは産学連携で特許の問題とか、そういうことも協力しつつ立ち上げて準備を進め、なるべく早く取り組みが始まって、間があかないようにしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、ご質疑をお願いいたします。

(松田委員) 私からは、これは皆さんがお知恵を出して決定したことについての意見ではありませんが、お願いがあります。

それは、やはり過去の起こった事故に対しての国民の不安というのは多いと思います。拭い切れてないのではないかと思います。そこで、このFBR実用化については国民の方々へもわかりやすい、納得のいく説明というのをとことんやっていただきたい。それはやっていただけたらと思っておりますけれども、やはりこれはきちっとわかりやすい説明を数限りなくやり尽くしていただきたいということをお願いしたいと思います。

(近藤委員長) ありがとうございます。ほかに、よろしゅうございますか。

原子力委員会は、昨年12月26日に今後のFBRの研究開発の基本方針について決定いたしました。その中では、ただいま松田委員ご指摘のFBRについての国民に対する説明を十分なすべきだということも重点事項の一つとした記憶がございますが、特に、強調したこ

との一つは、このような将来、産業化されるべき技術の研究開発を国が進めていくにあたっては、設計建設で得られる知識やメタ知識が競争力ある商品供給者の知識として結実していくよう、知識経営、ナレッジマネジメントに関して特段の工夫が必要だということです。それを受けて、たしか翌日の27日には、今日おそろいの国、産業界、研究機関からこういう方針でこれらについて取り組みたいとの対処方針をご説明いただき、適切と申し上げたわけですが、今日その方針に基づいての取り組みの結果が報告されました。このことについては、今後の高速増殖炉の研究開発を円滑に進めるための条件整備を一步前進させるものと理解し、評価したいと思います。

なお、ご説明の細かいところですが、要望事項という表現振りについては、要求ではない何となく中途半端な要請は、これからの世の中に向いていない、特に、ほかの企業と仲よくやってくれよというのは、本来、競争に明け暮れている商売がたきと仲よくしてくれといわれても困るはずのこと。困るけれども契約だからやってくれ、やるとなることが大切ではないか、ルールを明確にして相手が行動に迷わないようにすることが大切。このことをぜひ心して、この先を進めていただければと思います。

ご報告ありがとうございました。これにてこの議題を終わります。

(2) 原子力施設における不正問題等について

(近藤委員長) 次の議題をお願いします。

(黒木参事官) 2番目の議題でございますが、原子力施設における不正の問題等につきまして、原子力安全・保安院広瀬院長、市村室長、門野班長よりご説明をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(広瀬院長) 発電設備におきますデータ改ざん等につきまして、原子力委員会にもいろいろご心配をおかけをいたしております。また、3月19日には原子力委員会から原子力の安全確保に関する透明性と信頼確保という決定をお示しいただいております。私ども電力会社にすぐ点検を指示しておりましたが、その結果を受け、また電力会社から防止対策の報告を受け、またさらには北陸電力から志賀1号機の臨界事故に対する報告等を受け、今回、2つの報告書をまとめました。4月20日に発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について、またあわせて志賀原子力発電所1号機の臨界事故等についての調査の取りまとめたものの2つでございます。

最初に私の方から発電設備の総点検に関する評価と今後の対応についての、今回の報告書についてご説明させていただきます。引き続きまして、市村室長の方から志賀1号機の臨界事故等についてご説明をさせていただきます。

では発電設備の総点検に関する報告でございます。

最初に5ページでございますが、私ども甘利経済産業大臣からの指示を受けまして、総点検を昨年11月30日に指示をいたしました。総点検のねらいは、5ページにありますとおり、4つの件をねらいといたしております。過去の不正を前提に記録を改ざんし続けていくという悪循環を断ち切ること、不正を許さない仕組みを構築すること、事故やトラブルの情報を共有し、再発防止にいかすこと、これらを通して電力会社の体質改善を求めていくこと、この4点でございます。

これらは、私どもの総点検のねらいも示した上で、電力会社12社において総点検を実施した結果を受けとったわけでございます。6ページにありますとおり、今回の総点検におきまして、電力会社は単に書類のチェックのみならず、社員、また退職した社員も含めてヒアリングを行うなどによりましてこの洗い出しを行ったというものでございます。電力会社からは309の事案の報告を受けております。事案と申しますのは、各電力会社が各発電設備ごとにデータ改ざん内容等の類型を整理したものでございます。

私ども、この300以上の事案に対しまして、原子力安全・保安院としての評価基準を設定をし、これらすべてについて評価を行いました。評価基準が7ページに示してございますが、厳しい方からⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳとしてございます。Ⅰは法令の規制内容に抵触をし、また、その法令の規制が求めている安全というものが損なわれた、または損なわれるおそれがあるというものをこの区分のⅠといたしております。区分のⅡは、法令の抵触はありましたが、直ちに安全が損なわれるおそれがなかったということを私どもが確認をしたものでございます。ただし、コンプライアンスの観点から問題があるというものでございます。区分のⅢは、私ども原子力安全・保安院が安全の観点から規制を行っている原子炉等規制法、電気事業法以外の法令に抵触をしたもの、すなわち、他省の、例えば国土交通省の河川法、また同じ電気事業法でも資源エネルギー庁が所管する部分、また地域との協定等、そのようなことに抵触するものであって、ただしコンプライアンスの観点から問題があるということでございます。区分のⅣは、誤記等でございます。これらの評価基準を用いまして評価をした結果を後ろの別添に細かく詳細にすべてつけてございます。

結果としてまとめておりますのが8ページであります。

合計316事案になっておりますが、これは私どもが評価をするに当たりまして、東京電力の水力の7事案の件については事案として評価対象とすべきであるということで、316事案について評価をした結果でございます。

第1の区分となりましたものが原子力で11、水力、火力で21、18、合計50となっております。原子力で区分Iと評価をしたものは11でございます。簡単にその11の事案の概要を示させていただきます。

9ページの下からでございますが、東京電力の柏崎刈羽1号機、平成4年に残留熱除去冷却中間ポンプが故障していたにもかかわらず、それを動いているかのように不正に表示をして検査を受けたというものでございます。

10ページの②は、東京電力の福島第一3号機、昭和53年に制御棒の引き抜けに伴い、原子炉が臨界するとともに、運転日誌等の改ざんがあったというものでございます。

同じく③が、福島第二4号機で、昭和63年から平成2年にかけて、制御棒駆動機構が破損をしていたために、これを工事計画、使用前検査を受けることなく予備品と交換を行ったということ。また、予備品の検査におきましても模造品を使って検査を受けた。さらには原子炉本体に取りかえたものが入っているわけでございますので、もともとの製造番号のものをもう一度作り直してこれと取りかえたということなどがあります。これは当初の不正を糊塗するためにさらに改ざんが続いていったという1つの例ではないかというふうに考えられます。

10ページの④が志賀1号機の臨界事故でございます。データは報告書をもって、詳しく説明させていただきます。

11ページの⑤は、ディーゼル機関の冷却水漏れの修理に際しての不正でございまして、この一列が使用不能であったにもかかわらず、他系列の機能が健全であるということを確認してなかったということがあります。

また、⑥も同じでございまして、この弁について不良であったわけでございますが、他の系列の機能が健全であるということの確認がされていなかったと考えられることでございます。

⑦は、日本原電の敦賀2号機で、平成9年7月にあったものでございますが、格納容器漏えい率検査に当たりまして、弁から漏れているということがはっきりしたために、閉止弁をとりつけて検査を受けたということでございます。閉止弁を取りつけた状況等を検査官に説明をしていなかったということ。またその部分、均圧弁に取りかえて原子炉を起動したわけ

でございますが、事前にその部分の局部漏えい率試験による確認を行わず、6カ月後に実施したというところが問題でございます。

⑧は、復水貯蔵タンクの外面の腐食で板厚が小さくなっていたにもかかわらず、必要な強度の確認を行わず、タンク水位を下げて使用していたということでございます。敦賀の1号機でございます。

⑨は敦賀2号機で、同じようなことでございますが、一時冷却材の微少漏れがありました、それを隠したまま運転を続けたということでございます。

⑩は、非常用のディーゼル発電機の部品の交換をしたわけでございますが、これについても他系統の機能が健全であるということの確認がなされなかったということでございます。

⑪は、東海第二でございます。原子炉建屋のガス処理系の風量が規程の流量を満足しなかったため、計器調整で規程の流量を満足しているようにデータ改ざんを行い、その状態で運転を継続したというものでございます。

これらの不正内容が、14ページに整理してございます。保安規定遵守をしなかったり、検査を妨害したとか報告義務に反したことなどでございます。

また、それらの不正が行われた要因、原因としては、16ページにあります。法令遵守等の意識不足等による不誠実、技術基準への不適合等の知識不足、工程優先等の誤った使命感、無届け工事等のチェック不足などでございます。なお、原子力につきましてのこれらの不正でございますが、原子力委員会から3月19日に決定をいただいております中で、今後、電気事業者から公表される過去の不適切な行為の発生原因の評価を踏まえて、現在の安全確認のためのシステムが国民にとって信頼するに足るものとなっていることを国が改めて適切に確認することが重要だという指摘をいただいております。

18ページにございますが、私ども平成15年10月に検査制度を強化をしたわけでございますが、今回、原子力について、データ改ざん等の報告の中で、この平成15年10月以降に法令に抵触するデータ改ざんは報告されていないということでございます。なお、チェック不足による法令計画の無届けといったものは2件あったわけでございます。

平成15年10月の検査制度の強化でございますが、事業者が行う定期事業者検査に立会う、また記録を確認するというように対応するようにしておりますとともに、結果だけではなく、プロセスまで確認するプロセス型検査に移行しており、不正が働きにくくなっていると考えております。

また、品質保証体制が整えられたことによりまして、不適合が発生した場合の不適合管理

を行う仕組みが整備をされて、このことも不正を抑制する要因として機能していると考えてございます。この内容から、平成15年10月につくりました、強化した検査制度は、不正の抑制と安全の向上に有効に機能をしてきているというように考えております。

ただし、平成15年10月以前のいろいろなデータ改ざん等がありましたことから、さらにこれらに対応していく措置が必要であるというふうにも考えているところでございます。

私どもの原子力を中心としました今度の対応につきまして、ご紹介させていただきます。恐縮でございますが、39ページをご覧ください。

原子力、火力、水力あわせますと、全体で30項目の対応を整理してございます。これが内容的には極めて重大なものもあったわけでございますが、これらの内容を単に問題だと指摘をするにとどまることなく、今後の原子力の安全の向上につなげていくという観点から、30項目の対応策を取りまとめたものでございます。

原子力の関係では、まず、通し番号になっておりますが、(1)として保安規定の変更命令ということであります。先ほど区分Iの事象がありました7発電所9プラントに対しましては、その事象にかんがみまして保安規定を変更することを命ずるということにいたしております。

例えば、北陸電力の志賀原子力発電所について見ていただきますと、最初のポツに、重大な事態が発生した場合に、経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築すること。また、次のポツに原子炉主任技術者がその責務を十分に果たせるように、原子炉主任技術者の独立性を高めるようにするという事などがございます。それぞれ7つの発電所につきまして、必要な保安規定を命令するというのが第1点でございます。

引き続きまして51ページでございますが、電力会社からは4月6日に再発防止対策に関する報告を受けております。ただ、それぞれの再発防止対策を見ますと、必ずしも具体的に実現をしていく道筋が示されていないことから、時間軸の入った行動計画を策定し、5月21日までに行動計画を報告するように求めております。

また、(5)でございますが、原子力の主要メーカーの施設設備等としては日立、東芝、三菱重工業でございますが、これらの総点検の目的等にかんがみまして、メーカーにおいても原子力の安全水準の向上のための行動計画を策定し、5月21日までに報告するよう求めたところでございます。

52ページでございますが、総点検の内容を踏まえた特別な対応をとるということにいたしております。その区分Iとなりました7発電所9プラントにつきましては、直近の定期

検査におきまして、特別な検査を実施するという事にいたしております。原子炉施設上の安全措置を定めるデータの確認等をこの特別な検査で、今回しっかり見ているということでございます。結果的には、一、二週間、定期検査が伸びるということもあるというふうに考えております。

(7)は、特別原子力施設監督官を私ども、7つの発電所に対しまして1人ずつ任命をし、今後の特別なこういう検査等に対しまして、特別な監督の任に当たらせるということにいたしております。私ども、原子力安全・保安院の中の上級の検査官、経験豊かな検査官を監督官に任命をするということにいたしております。

53ページ以降は原子力の個別の対応でございます。日常監視を強化をしていく。アラームタイプの記録の確認を検査員がする、記録保存義務を課すことを考えております。また、原子力保安検査官が原子力施設の中に、電力会社の職員の同行なしにアクセスできるようなことをさらに徹底していきたいといったことがございます。

また、保安規程に追加することとして、(10)でございますが、法令遵守体制等について明確化させていくということ、また、(11)では作業手順書等を適正に作成し、これを遵守して保安活動を行うことを、保安の措置のために講ずべき措置として明記することを考えております。

(12)は、原子力主任技術者についての向上でございまして、原子炉主任技術者の独立性が担保される体制にする。また、私ども自身、原子力主任技術者会議を開催し、法令遵守意識の醸成等を図っていきたいということでございます。

(13)は、すぐにかかっておるものでございますが、制御棒引き抜け等の報告の結果でございます。

(14)は、私ども1年に4回保安検査を実施しておりますが、その結果につきましては、今まで地方自治体等に説明をしておりましたけれども、今後、現地において現地の報道機関等に私どもの保安検査官から直接説明をさせて透明性を図るということにいたしております。その際、事業者も同席をし、当該四半期において生じた事故トラブル等の状況を、私ども検査官と一緒に説明をするということを求めていきたいと考えております。

55ページでございますが、後ほどご説明をいたします制御棒引き抜けにつきましても、志賀1号機の件のほかに9件あったわけでございます。情報の公開、共有を促進していくことが極めて重要だと考えております。

(15)といたしまして、IAEAにおきます国際的な情報の公開・共有の促進のために

私どもから担当者を派遣していきたいということでございます。

(16)は、引き抜け事象に関する国際なワークショップをIAEAと協力をして開催をしていくということでもあります。

(17)は、原子力事業者が持っております「原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）」への登録でございますが、これまで軽微な事象というものが必ずしも積極的にニューシアに登録をされておりましたので、今後は軽微な事象も含めて積極的にニューシアに登録するということを求めていきたいと思っております。

(18)は、今後の検査制度の取り組みでございますが、私ども平成15年10月の実施した検査制度は、有効であると考えておりますが、さらに今回の総点検の結果も踏まえまして、検査制度の見直しを加速し、充実していきたいというふうに考えております。例えば2つ目のポツに保全計画というものを事業者に策定をすることを求めるわけでございますが、プラント停止時の安全管理というものを追加をするということなどを考えていきたいということを考えております。

56ページでございますが、その他といたしまして、運転情報等の監視のための伝送の方法等について検討をしていくということでございます。

あと(20)は、情報へのフリーアクセスでございますが、先ほど、いろいろな施設のいろいろな場所にアクセスができるようにしていくということでしたが、その発電所の運転保守等に係る情報といたしましても、フリーにアクセスできるようにこれから検討を進めていくということでございます。

(21)以降は水力、火力の取り組みでございますので、省略をさせていただきます。

これらの項目に対しまして、これからさらに具体化をしていく行動計画を作成していきたいと考えているところでございます。原子力委員会のご指摘も踏まえ、これらの対応の具体化をやっていきたいというふうに考えています。

引き続きまして、志賀1号機の報告書について市村室長の方から説明をさせます。(市村室長) それでは引き続きまして、北陸電力の志賀原子力発電所における臨界事故についての報告書をご説明申し上げたいと思います。

お手元に配られている資料の、薄い方の報告書でございますので、それをご参照いただければというふうに思います。

2ページでございます。

簡単な経緯書いてございますけれども、今ほど院長の広瀬から報告がありまたように、も

ともと11月30日に電力会社に対して、過去にさかのぼってデータ改ざん、手続の不備等がないかどうか総点検を指示したわけでございます。

北陸電力においてもこの作業を実施しておりましたところ、3月15日に過去、平成11年6月でございますけれども、志賀1号機において臨界に係る事故が発生していたと。しかしながら、国に報告を行っていなかったというのが確認されたということで報告がなされたものでございます。

この1.2のところ簡単に事故の概要を書いてございますけれども、平成11年4月から7月まで、このプラントにおいては定期検査を実施してございました。この定期検査の期間の中で、原子炉停止機能強化工事という工事が行われておりました、6月18日にその工事をした機能が適切かどうかということで、機能確認試験を実施していたようでございます。その準備作業として、制御棒の操作に係る弁を操作していたと。このBWRの弁は水圧駆動になってございまして、制御棒の駆動機構を水圧で制御するというようになっておりました、この水圧に関連する弁の操作をしていたようでございます。その際に3本の制御棒が部分的に引き抜け状態になって、原子炉は臨界になったということでございます。

原子炉が臨界になりまして、原子炉自動停止信号、いわゆるスクラムの信号が発せられたわけでございますけれども、制御棒は緊急に挿入されませんで、ただ制御棒の引き抜けはその時点でとまったということでございます。その後、先ほど申し上げた操作に関する水圧の関連の弁を元に戻すことによりまして、3本の制御棒がもとに戻ったと。この引き抜けから再度挿入に至るまで15分間を要したというものでございます。

その後の対応が書いてありますけれども、特にご注目いただきたいのは、3ページの下の方に書いてございます(4)でございますけれども、保安院からBWRを有するすべての電力会社に対して過去に起こった制御棒の引き抜け、今回の志賀と同様なものがないかどうかという調査を要請した結果、幾つか出てきてまいりまして、これから4ページでございますけれども、3月19日以降、各社から順次発表されたわけでございます。これは既にニューシアに登録をされたわけでございますけれども、合計で9件出てきまして、志賀の事例を合わせて10件の制御棒の引き抜け事象が明らかになったというものでございます。これについて、また後ほど少し触れたいと思います。

報告書におきましては、この後、技術的な内容、制御棒の駆動機構の話でありますとかが詳細に述べてありますけれども、少し割愛をさせていただきまして、事故の原因の部分に移らせていただきたいと思います。

飛びまして、23ページをお開きいただければというふうに思います。

今回、実施をしておりました試験は、この代替停止機能試験というものでございますけれども、これは89本ある制御棒のうちの1本の制御棒のスクラム試験を実施するものでございました。ここに手順の内容が書いてございますけれども、手順の、特に(2)をごらんいただきたいのですけれども、そもそもこの駆動機構をいじるときには、制御棒駆動系、駆動水流量ゼロとし、まずこれをやってから(3)にございます試験対象を除いた制御棒88本の挿入元弁、引抜元弁、充てん水元弁、これら水圧系に関係している元弁を閉じろということになっているわけでございます。したがって、この(2)、(3)の順番が適切に守られれば、その弁に関する操作を実施した場合であっても冷却水、この圧力の上昇というものが生じないわけでございますので、制御棒の引き抜けというのもしじなかったということでございます。

したがって、24ページの中ほどから管理上の問題点ということで、問題点が整理されておりますけれども、まず1番目に上げておりますのは、手順書に沿わない作業の実施、まさに、今、申し上げたように、代替停止機能試験を試験の手順書に沿って作業を実施していなかったこと、これが直接的かつ決定的な原因でございます。これが第一番目に問題でありまして、手順書を遵守することが当然、第一に守られるべき基本中の基本でございますけれども、これがされていなかったというのが最も大きな要因でございます。

それから25ページから、そのほか幾つか論点、問題点を上げてございますけれども、例えば、初めての試験に対する不十分な準備ということ。今回、この実施をしておりました代替停止機能試験というものは定例の試験ではございませんで、1回限りの試験でございました。もちろん北陸電力、この志賀1号では初めて実施する試験でございましたので、こういう初めての試験を実施するに当たっては、手順書を遵守することももちろんでございますけれども、当該作業がどういうリスクを有するかと。特に、今回の場合は制御棒周りの弁をいじるといようなことでございますので、リスク評価を慎重に行って、それを前提として従業員への知見の付与等行っていくべきであったろうというふうに考えてございます。

それから(3)には、技術者としての姿勢というのを上げてございますけれども、当時の状況をつぶさに観察をしてみますと、何回かの段階で作業者がこれはちょっとおかしいぞと気づく場面があったと。例えば、弁を操作しているときにどうも弁がだんだんきつくなっていったと。だんだん締まらないということであるとか、中央操作室で制御棒の操作をしてもどうもうまく動かないということがあったということでございます、これはまさに異常の

兆候なのでございますけれども、これをしっかり見て、その時点で立ちどまって作業を見直しておれば、あるいは臨界に至る前に何らかの対応ができたという可能性があったものでございます。

それから（４）番に書いてございますのは、社内における情報共有、手順書承認プロセスの問題でございます。先ほど申し上げた、遵守をされなかった手順書でございますけれども、そもそも手順書を作成する段階からこういう水圧の系統については、手順の仕方によっては水圧が上がってしまうぞという知見を有していた発電課がその手順書の承認プロセスにかかわっていないというようなことがあって、その手順書の承認プロセスにも問題があったろうというふうに思っております。

そのほかメーカーの役割、あるいは不適切な手順書の取り扱い、不十分な手順書等々 26 ページ、27 ページに幾つか書いてございます。

それから、（８）番には、発電課の作業全般の不十分な取り扱いということで、今しがた申し上げました知見を有していた、あるいは作業全体の監督を行うべき発電課が、手順の内容を十分把握しないまま作業を実施させていたということも大きな問題だというふうに考えてございます。

そのほか、あいまいな責任体制、あるいは 28 ページには警報の不適切な操作ということで、本来鳴るべき警報を解放していたというような問題を上げて、整理をしております。

29 ページからは臨界事故の影響評価ということでございます。

30 ページに燃料の健全性の評価についての議論がございます。本来、臨界の事故ということで最も懸念するのは燃料の健全性でございます。この評価をするわけでございますけれども、もともと中性子のデータがしっかりそろっておればこの評価がしっかりできるわけでございますけれども、当時、炉内中性子束モニター、いわゆる I R M は臨界事故発生時に振り切れておりまして、データが欠損してございます。これは欠損時間が約 8 分間ございまして、その中性子が出てピークがたってだんだん落ち着いてくるという、この肝心の部分のデータがございません。したがって、北陸電力においては、最終的に制御棒が引き抜けた位置、あるいは事故発生 8 分後の中性子束の測定結果等々を用いて、反応度の投入を推定をしております。これは解析で計算をしたということでございます。

解析の詳細は割愛させていただきますけれども、32 ページに図が出てございまして、簡単な解析結果が出てございます。この 2 つのケースを実証したというわけでございます。

左のケースにおいては中性子束が急激に立ち上がっておりまして、いわゆる即発臨界の状

況であったということでございます。右側のケースにおいては、割となだらかな上昇を見せているというわけでございます。この2つのケースについて計算をしてございまして、いずれの場合においても燃料の健全性においては問題はなかったという結論になってございます。

それから同様に、被ばくの評価におきましても、影響がないという結果、これは当時の残されたフィルムバッチ、あるいは線量計等々の記録あるいはモニタリングの影響がなかったということも含めまして、従業員にもあるいは公衆にも影響はなかったという結論になってございます。

これらについての保安院の評価でございますけれども、これは34ページに書いてございまして、北陸電力の実施したこの計算は、得られている情報をもとに厳しい想定で検討がされておりますので、また用いられているコード等についても特段問題がないということで、この解析については妥当だと考えてございます。したがって、当該事故において、燃料の健全性に影響を及ぼすものではなかったというふうに我々としても考えてございます。

それから34ページ、一番最後の部分に国際原子力事象評価尺度、INESの評価についてでございます。

これまで得られた情報、例えば原子力圧力容器のふたがあいた状況で今回の臨界が発生していたこととありますとか、あるいは先ほど申し上げたような手順書に遵守をしない作業が行われた結果発生したものである等々の状況を、その点、考慮しまして、INES評価については暫定的に2であるというふうに評価をしてございます。

それから35ページ以降は、安全確保の体制についての評価ということでございますけれども、これは事故を隠蔽した、どういう経緯で隠蔽することになったかというふうなことを書いたところでございます。

35ページの一番下のところに、発電所緊急時対策所での検討及び意思決定というのがございますけれども、当時、事故発生後、発電所の中で緊急時対策所におきまして会議が開かれたと。14名の職員、所長といった14名が集まって会議をしたということになってございます。その中で、36ページでございますけれども、議論の過程ではノイズの可能性があるのではないかという意見であるとか、あるいは臨界ではないかという意見が多々あったようでございますけれども、最終的には、この事象が外部に出ると、志賀2号の工程におくれが出るという意見があつて、発電所長が本件はノイズによるものだということで社外には報告しないという決断をしたということでございます。また、当時そこに一緒におりました原子炉主任技術者、発電所の次長は、社外に報告をしないという所長の決断について反対はしな

かったということでございます。

37ページの冒頭でございますけれども、社内関係部署との連絡がとられてございまして、発電所、本店原子力部、東京支社、石川支店の四者間でテレビ会議が行われたということでございます。このテレビ会議では、発電所の方から本件は制御棒が過挿入により位置不明の表示となっていた。これは何らかのノイズによってIRMに信号が入った。実際には出力は上がっていないので連絡対象ではないというような説明がなされまして、結果的には誤信号であったという結論が報告をされたということでございます。本件については特に異論が出されることなく、社内の他の関係部署はこういう内容を了解をしたということになってございます。

それから37ページの一番下でございますけれども、事故記録の改ざんでございます。

これは所長が本件については社外に公表しないということを決断した後でございますので、これはあとはいかに事故を隠すかということございまして、引継日誌に本件を記述しない、あるいは38ページの頭でございますけれども、炉内中性子束モニター、先ほど申し上げた振り切れているチャートでございますけれども、この振り切れている部分には点検と手書きで書きまして、これを改ざんしたということでございます。

それから、中央制御室にそなえておりますアラームタイパーでございますけれども、これはコンピューターの様式で連続してずっと、普通はためてあるべきものでございますけれども、このちょうどその事故の部分の1枚については、これは原本がなくっておりまして、今回の分析にはたまたま、当時の関係者がそのなくなったアラームタイパーの用紙の一部をコピーしたものがございまして、それが原因究明の大きなきっかけになったということがございました。

それから飛ばしまして、41ページでございますけれども、法令上の問題点でございます。

先ほど既に申し上げましたように、臨界事故について国に報告しなかったこと、あるいは臨界事故について記録せず記録を改ざんしたこと、42ページにおきまして原子力主任技術者が職務を遂行しなかったこと、保安規定を遵守しなかったこと、これらが原子炉等規制法上の問題があるというふうに考えてございます。

それから、44ページでございます。

安全対策の総点検、これは3月15日に北陸電力から私どもが報告を受けた際に、北陸電力に対して安全対策の総点検を指示したものでございまして、これについては現在作業中ございまして、保安院としてもこの内容について今後とも十分に確認をしてまいりたいという

ふうにご考えてございます。

その次のページから根本原因、それから再発防止対策等々が書かれてございます。

技術的な再発防止対策、47ページの6.2でございませうけれども、短期的にできる技術的な再発防止対策、関連の弁の施錠、あるいは注意書き等々には既に実施されてございます。

それから、48ページから抜本的な再発防止対策でございませうけれども、これらについては先ほど既に総点検の方で説明がありましたけれども、北陸電力についても再発防止対策をしっかりと立て、特にこれから我々としては時間軸の入った計画を求めて、それを確認をしていくといった段階でございませう。

長くなりまして恐縮ですけれども、50ページからはその他の制御棒の引き抜き事象について記載されてございます。

これは69ページの表だけをござらんいただければというふうに思いますけれども、こちらの方に先ほど申し上げました10件が列挙されてございます。これらの制御棒引き抜き事象があったということでございませう。このうちの右から3番目と右から2番目、この2件については電源の操作の問題でございまして、今回の水圧系の問題とは別物でございませうけれども、その他の8件については同様の取り扱いの問題があったということがありまして、56ページ以降にこれらが発生した問題点を記載してございませうけれども、電力会社における対応の問題点、情報共有等が十分になされなかった問題点、あるいはメーカーを含めた問題点、57ページでございませうけれども、これらについてメーカー側ももう少し情報共有の点でやるべき点があったのではないかとこのふうにご考えてございませう。

最後、59ページでございませうけれども、先ほど申し上げました安全対策の総点検を北陸電力に対しては引き続き実施していくことを求めております。我々としても確認してまいります。それから、再発防止対策につきましても、これから提出されます行動計画をしっかりと確認をしてまいりたいというふうにご思っております。その他、この北陸の事象からも多くの教訓等が導き出されてございませうけれども、これについての対応は先ほど院長の広瀬からの報告にありました総点検の方に包含されるというふうにご考えております。

(近藤委員長) ありがとうございます。ご丁寧にご報告をいただきました。ご報告に対する委員会としての意見は、内容を検討させていただいてからにしたいと思っております。ところで、原子力委員会の基本的な関心は、既に3月19日の見解で申し上げましたように、結局のところ大臣がこのことに取り組まれた意図は適切としつつ、こうした過去に発生し隠ぺいされていた事象の公表が社会に実害をもたらした不正の公表と同等に扱われてセンセーショナル

に報道されたことにより、事業者が適切な安全確保活動を行っていることに対する多くの国民の皆さんの、信頼が損なわれ、また、このことが公衆安全の確保に必要な十分である保安規定を遵守していないということを意味するように伝えられ、保安検査を通じてそれを適宜適切に監査してきたはずの安全規制行政が十分に機能していないように伝えられた結果、国の安全規制に対する国民の信頼もまた失われた。この2つの失われた信頼をどのようにして回復していくのかということです。今日のご報告は、その道筋の見えるものなのか、よく検討させていただきたいと思う次第です。

はい、伊藤委員、どうぞ。

(伊藤委員) 1点だけ、風邪を引いていて声が出ないんですけれども。

今委員長が言われたように、今回の事象、これは過去のこととはいえ、やはり一番大事な世間の信用失墜ということが今回の一番大きな問題点だと思います。ぜひこういうことがないような仕組みをつくってもらいたいと思います。

先ほどご説明がありましたように、今後についてはさらに行動計画、事業者から出す、あるいは、規制側も検査結果のことについてさらに検討する。そのときに1つ、ぜひ現場、やはり最終的にこの安全を守っているというのは現場の技術であり、現場の人たちであるということなんですが、この視点をぜひ忘れずにやっていってもらいたいと思います。やはり現場の人たちが、規制、あるいはルール、これがよく理解され、納得されているということが基本的に非常に大事だと思います。また、現場の人たちの創意工夫も生かされていくことも大事でありますし、誇りを持ってやっていくことも大事な中で、仕組みをつくる、あるいは規制をつくるということで、そのためにはよく現場の実態、技術レベルであるとか教育等の実態をよく踏まえる必要がある。先ほども現場で兆候を見逃していたという話がありましたけれども、ああいうところもやはり技術力、現場の本当にこういう規制の枠の中で、あるいはルールの枠の中で、あるいは手順書の枠の中でやっていく技術力を持っているのか、教育されているのか、あるいは人的資源が十分にあるのかというようなこともやはりこれからよく見ていけないかなと思います。

いずれにしましても、仕組みをつくるならば現場との意思疎通をよくして、現場の状況をよく把握してやっていってもらいたいし、今後検討をやる時もぜひその視点も持ってもらいたいと思います。今はまだその結果がわからない状況でございますけれども、ぜひその視点を忘れないでもらいたいと思います。

以上です。

(松田委員) 今回のこの保安院の一連の作業結果は、冷静で公平な判断が必要だと思います。今回の点検作業は、原子力事業者の方々が過去の点検のあり方を振り返るために検証を行い、その結果をふまえて、新しいスタートを切る覚悟で行ったと受けとめております。残念ながら、その中でわかってきたことは、国民にとっても、私自身にとっても、また裏切られたという失望感です。電力会社は社会の信頼を損なうという社会的制裁を受けました。信頼回復は電力会社自らの努力によってしか回復できないので、信頼の回復に努めて下さい。一方、今のマスコミの報道を見てみますと、事件の報道はされていますが、いつの時代を点検したのかとか、何故点検をしたのかといういきさつや、この作業を終えて会社は今後どういうふうに動いていくかという報道がされていないので、記事を読んだ方たちは時間の流れが把握されず、見出しから、今起きていることだと思っている人が多いと思います。ですから、これからお願いしたいことは、腑に落ちる説明をぜひ電力会社はしていただきたい。マスコミではいま、関係者の処分のことが言われておりますけれども、私は処分にはこだわらないし、こだわりたい。むしろ、これから社会の信頼回復のために各社が十分に努力していただきたい。保安院では、20項目の点検システムができるとのことですが、それが確実に実際に実行されることが大事だと思っておりますので、その点について、ずっと監視し、見続けていきたいと思っております。

(近藤委員長) 私は平成15年の規制法制改革におつき合いしたので、この改革との関係の整理に関心があるのですが、今回の報告のうち原子力発電所の安全管理に関するものは、この改革がなされる前の状況におけるものであったとの判断、そうお聞きしたと思うのですが、そうだとすれば、改善のための対応策は、当時の状況を踏まえた原因分析を行って、対策を打ち出して、それを平成15年の改革のフィルターをかけて、平成15年の改革でもって達成されているところを落として、つまり、引き算をして、なお今後なすべきことを選んでいくのがオーソドックスな対応策準備の手順だと思うんです。そういう手順についてもきちんと書いてあるべきと思うのですが、この18ページのところの「現行の有効性」のところ、「以上のとおり有効に機能していると考え。しかしながら」とある。この「しかしながら、以下の課題が認められる」と書いてある「以下の課題」の中身については、しかしながら、たとえば、この日常監査の強化と保安規定の遵守等々は、平成15年改革の眼目であって、爾来、保安検査も強化されてきているはず、なぜにいまさらそれが課題なのか、また、原子炉主任技術者の位置づけについては、私の記憶が間違っていなければ、平成13年の保安院の設立前後に保安規定の記載のあり方の見直しを行い、それまでの異常事象対応の教訓から、

原子炉主任技術者の役割に係る法律の定めを遵守するためには、事実上副所長クラスのハイレベルにするべきと認識が関係者に共有されていたこともあって、そのように整理した役割分担を保安規定に書き込む、そういう作業をした記憶があるのだけれども、それとの関係はどうか、どうも、以下の課題とするところは、ほとんど既視感があるというか、既に見たことがあると思うのですが、そういう報告された事象の発生した時点からの後の改革で現在も機能しているものの引き算がちゃんとなされているのか、また、15年の改革で見落とした課題が書いてあるとすれば、それはなぜ15年のときに見落としたかの分析を示した上で書かなければならないと思うのですが、そういう記述はない。

保安院がよく言う科学的、合理的な、あるいは透明な規制行政ということ踏まえれば、そういう意味での論理性やトレーサビリティがこの紙にはちょっと不足していると思うんです。思うに、これは多分大変忙しく作業されて、外部の専門家を入れて公開でいろいろ議論した上で、吟味した結果として出されたものではでないからでしょうが、委員会は見解で、きちんとした検証作業をした上で、説明責任を果たして言ってほしいとしたところですので、あえてそのように申し上げる次第です。

それからもう1つは、伊藤委員のおっしゃったことにも関係するのですが、原子力政策大綱で我々は行政における知識管理、知識経営の重要性を強調しました。これはいまや世界の常識だと思いますけれども、規制組織は学習する組織でなければならないのです。現場からも学界からも新しい知識がどんどん沸いてくるのですから、それを学んで、効果的で効率的な規制行政、つまり、正しいことを正しい方法で行うべく革新を追及していく組織でなければならないと思うんです。そういう観点からすると、学習者としての規制当局が見えてこないんですね、この紙からは。何となくうまくさばっている、そういう感じがしてならない。しかし、それでは、世界に冠たる原子力推進大国の規制機関としては不十分と言わざるを得ないと思うんです。学習する組織となるためには新たな行政資源が必要なのかもしれません。それが本当に必要だとすれば、もちろん原子力委員会がそういう提言を行うべきなのでしょうけれども、今回の報告書はそういうことについてほとんど触れていない。今回、そうするかどうかは別にして、この点については、今後いろいろと詳細を伺い、原子力委員会として、検討させていただこうと思った次第です。

3つ目は、これは立法技術に係るテクニカルなことかもしれませんが、11番の保安の措置のために講じる措置の措置のひとつに作業手順書を適切に作成し云々ということを取り上げるといふことについては、この条文の本旨は、潜在的危険性のある施設なのだから、泥棒

に入られないように措置を講じなさいということと理解しているので、違和感があります。保安規定の下にあるべき手順書をここに特別に書くとなれば、保安規定はいろいろ重要な措置についても規定しているのをどうするのかということになる。ここはやはり、保安規定と役割分担が異なる、もともと原子力災害の防止に関する安全のための取り組みに関しては、保安規定にすべて尽くしてあるべしというのが法律のつくりになっていると思うところ、ここで保安の措置の中に「作業手順書等を適正」にと書くということはかなり大胆な措置だと思うんです。

なお、作業手順書の遵守状況を規制対象にするのは、以前からその重要性について主張してきたところなので、その方向性については異論がありませんが、過去さまざまな国際会議でも話題になってきたように、これについて規制をするのは、よほど腹をくくってやらないとだめだということと、保安の措置の条文でやるとなると、規制法の対象には研究炉もありますが、研究炉の周りにある実験装置の手順書は、どんどん書きかえて使いやすくするものもあるかもしれないことに注意するべきと申し上げたい。ですから、中身がまだ見えないのに、余り言い過ぎるのは嫌ですけれども、私は、そもそも保安活動やその手順書は品質マネジメント活動の対象ですから、すでに保安検査の対象になっていることを確認しさえすればよい、そうっていないという解釈なら、解釈を変えると宣言してもよい、その方がこれまでの改革との整合性がよいのではないかと思っていることをお伝えしたい。

最後に、処分を罰と解釈したり、処分が軽すぎるとのコメントを付した報道がありますがけれども、規制法の保安規定の遵守義務違反に係る運転停止処分というのは、原子力利用が公衆災害の防止上支障のないようにして計画的に遂行されるように行われる、許可処分、認可処分という一群の行政行為の一つであって、刑罰ではないのです。刑罰を定める罰則は別にあって、これは公益の観点から禁止されている行為を行ったときに制裁を加えるもので、これには時効があります。で、運転停止処分は安全の確保上のための深層防護の仕組みが乱れているから運転を停止して直しなさいという行政命令。海外では、修正命令を出して、修正計画を事業者が作る、そこに運転を停止して行うとか、停止しないで書類を直してそれに合わせて運転員を訓練しますとか書いて出して、それで修正を進めていいのです。で、社会に実害を与えない約束違反の場合の制裁は罰金です。規制法はどうもそういう法執行を強制する手段の一つとしての制裁のところがうまくできていないと思うんで、そんなことも含めて改正した方がいいんじゃないのかなということを個人的には前から申し上げています。今回も、停止処分を制裁と思っているマスメディアの皆さんに、どうして制裁しないんだといわ

れて行政当局は返事に苦勞しておられるようですが、実は、行政もこれを罰と思っていたこともあるのです。以前に保安規定のあり方を議論して、国際標準に合わせて細かくすべきと作業を始めた際に、細かなことでの違反が運転停止処分になっちゃうのはかなわない、役所もそんなことで罰を課すのは大変ということで、結局、骨太のままにしまったことがあります。けれども、JCO事故の教訓などを踏まえて、やっと思いついて詳細化したわけです。そんなことを思い出しながら、そろそろ思い切って規制法を見直すべく、作業を計画すべきという思いを強めています。事業者に対して過去の清算をお願いしている以上、規制側としてもやはりそういう幾つかの過去から問題点とされてきているところを整理していくべきではないか。以上、ちょっと個人的な思い入れもあって言い過ぎたかもしれませんが、感想を申し上げました。

どうぞ。

(広瀬院長) 先生方のご指摘、大変ありがとうございました。それから、今後の対応を具体化をしていきます際に、ぜひご指摘を踏まえて、取り入れて、対応を図っていきたいと思います。

現場の視点を取り入れていかなければいけないということについては、私どももそのとおりであると思います。特に、新しい検査制度につきましては、事業者自ら保全計画を策定することを求めて、それを前提に検査をしていくということにいたしております。その際、新しい検査制度を導入する際に、現場の対応、現場の負担、私どもの対応がどうなるのかということのシミュレーションを事前にやまして、そのシミュレーションの結果を評価して、新しい今後の検査制度を導入していきたいというふうに考えております。

また、広報等につきまして、腑に落ちる説明をきちんとしていくべきであるというご指摘をいただいております。私ども4月20日に、大臣自ら経済産業省の取り組みを説明するとともに、また原子力安全保安院も私を含めまして説明をするということで、経済産業省の考え方、また原子力安全保安院の考え方を可能な限り説明したつもりでございます。なお、説明のわかりやすさ、またどのような点をご説明していくのかということについて、今後さらに工夫を重ねていきたいというふうに考えてございます。なお、私どもは各社の再発防止対策及び私どもの今後の対応につきまして、どのように実行されていくのかということにつきましても、節目節目で取りまとめてご報告をさせていただきたいと思っています。

最後に、近藤委員長から4点の指摘をいただいております。

第1点の報告書の取りまとめ方につきましてでございます。今回必ずしも客観的なご議論、

ご指摘を受けながら取りまとめたということになってございません。今後行動計画を具体的に、まとめていく際に、いろいろなご意見を伺いながらまとめていき、またその内容をいろいろな場でご説明をし、ご意見を承っていきたいというふうに思っております。原子力学会等にも志賀1号機の状況につきまして説明をしたところでございますが、今後も関係学会等のお知恵を借りながら、客観性を高める努力をしていきたいと思っております。

学習する組織につきまして、これは現在まだ私どもの弱い点になっております。私ども保安院ができて、原子力安全基盤課というものをつくりました。これは常に現場的な規制業務の7つ、常にこの規制のあり方を考えていく部署として設けている課でございますけれども、今日先生方からご指摘がありましたように、やはり現場で学び、常にそれを緊急指令として規制に反映をさせていくという仕組みについては、まだ十分でないところがあるとご報告申し上げざるを得ないかと思っております。今後の重要課題として取り組んでいきたいと思っております。

また、作業手順書等を保安の措置のために講ずべき措置に入れていくということについてでございます。ご指摘をいただきましたので、具体化をするときによくやり方を検討していきたいと思っております。実はその検証につきましては、別途、例えば北陸電力の場合には、北陸電力に対する保安規定の変更命令の中で、この作業手順書をきちんと遵守するというものを取り入れるようにということを求めているのかということでございますが、もう少しこの整合性につきましては、具体的な計画を練る際に考えさせていただきたいと思っております。

また、原子炉等規制法第33条の行政処分につきましては、保安規定の違反等に対して行政処分をすることができる。すなわち、許可の取り消し、また1年以内の運転停止を命ずることができるということになってございます。これは近藤委員長もご指摘のように、私どもはこの原子炉等規制法第33条はまさに安全確保のために執行されるべきだというふうに考えておまして、今回もその観点から検討したところでございます。ただ、先生ご指摘のように、原子炉等規制法第33条をもう少し活かした形で安全規制の要請ができないかということにつきまして、この規制法第33条の内容を見直すということについてご指摘をいただきましたので、これからよく検討をさせていただきたいと思っております。

(近藤委員長) ありがとうございます。それでは、事務局には各委員のご意見をうかがって、近日中に、委員会としての見解案を取りまとめていただくことをお願いし、この議題はこれで終わります。院長には、お忙しいところどうもありがとうございました。

(3) 原子燃料工業株式会社熊取事業所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について
(答申)

(近藤委員長) 次をお願いします。

(黒木参事官) 次の議題は、原子燃料工業株式会社熊取事業所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について、答申でございますが、事務局の方からご説明したいと思います。

資料第3-1と資料第3-2号であります。先般、今年の2月2日付けで諮問があった案件であります。どういう申請の内容だったかというのが資料第3-2号の方に書いております。原燃工の熊取事業所の加工事業の変更許可申請の概要でございます。

ページを開けていただきまして、2枚の紙の裏側といいますか、ローマ数字のIIで主な変更の内容と書いております。

変更の内容は3点ございまして、1点目が廃棄施設の変更であります。この変更対象、黒枠で書いておりますように、第1加工棟におきまして200Lドラム缶換算2000本であったものを、6020本に増やしていきたいということが1つ目の変更。

2つ目の変更が貯蔵施設の変更でありまして、燃料集合体の最大貯蔵能力を変更したいということでございます。右の方の表の1に最大貯蔵能力の変更内容と書いてありますが、表の真ん中のカラムで、加工施設、建屋、室に分けておりますが、変更前、第1加工棟の建物単位での燃料貯蔵能力が17.1t、第2加工棟の方が175.6t、計192.7tであったものを、それぞれ17.2t、18.5tというふうに変更し、合計で201.7tに変更したいというものであります。

3番目が、加工の方法の変更であります。スクラップの形態に二酸化ウランペレットを追加するなどございまして、一番最後のページに太い点線で書いてあります、乾燥、焙焼行程をバイパスしたり、またそれからスクラップに行くところに二酸化ウランペレットというふうに明記したりということなどを加えたものでございます。

以上の変更申請について、経済産業省より指導があったわけでございますが、これに対して答申が資料第3-1号の方に記載してございます。

原子力委員会は加工の能力と、それから経理的基礎にかかわる部分についてチェックすることになっておりますので、資料第3-1号を読み上げさせていただきます。

(中島補佐) それでは、事務局から資料3-1号について読み上げさせていただきます。

原子燃料工業株式会社熊取事業所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について
(答申)

平成19年2月2日付け平成18・10・31原第30号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項第1号及び第2号(経理的基礎の部分に限る。)に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

2枚目の別紙でございますが、

原子燃料工業株式会社熊取事業所における核燃料物質の加工の事業の変更許可について
(答申)

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第14条第1項第1号(加工の能力)

本申請は、核燃料物質の加工事業の能力を変更するものではなく、本申請のとおり許可しても、加工事業者の加工の能力が核燃料物質の需要に比して著しく過大になることはないと思われ、認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

2. 法第14条第1項第2号(経理的基礎に係る部分に限る。)

本申請に係る工事に要する費用は、自己資金を用いることとしていることから、加工事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があると認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

いかがでございましょうか。加工能力と経理的基礎についての判断は適切だと思っておりますが、議論の余地がないものと思っております。よろしゅうございますか。

はい、それでは、この内容で経済産業大臣あて、答申することにします。

ありがとうございました。

(4) 第26回市民参加懇談会コアメンバー会議の結果について(報告)

(5) 「市民参加懇談会の設置について」の改正について

(近藤委員長) では、次に行きます。

(黒木参事官) 次の案件であります。第26回市民参加懇談会コアメンバー会議の結果につ

いてであります。事務局の方からご報告いたします。

資料第4号であります。

今年の3月30日、年度末でございますが、市民参加懇談会コアメンバー会議を開催させていただきました。座長の木元先生が離れられて、資料第5号でまたご説明したいと思っておりますが、市民参加懇談会の形態をちょっと変えようということもあり、議事は近藤委員長の方に進めていただきました。

最初の(1)「市民参加懇談会 in 松江」の開催結果について、アンケート結果に基づきまして意見交換を行いました。参加市民にいただいたご意見については、コアメンバーの発言内容を添付した上で、別添のとおり原子力委員会に報告するということとなっております。

別添でございますが、「市民参加懇談会 in 松江」で各種ご意見をいただいております、それぞれ大綱で記載している内容を対応のところで締め切った上で、原子力委員会として関係機関に伝達等々についての対応を図りたいというものでございます。

その次の紙で別紙というものがございますが、これは「市民参加懇談会 in 松江」で意見の発表者からいただいた発言が黒い丸印でございまして、矢印がコアメンバーからの発言であります。このときに、原子力防災時にどうすべきか、それに備えよということと言わないということについては、防災体制をつくるときに具体的なことを知りたいと思う市民の方々も一緒に参加すべきだと。

それから、危険範囲と書いてありますが、重点的に防災対策を講ずるべき地域10キロの制限をなぜしたのかということについては、放射性物質の放出などの計算をした上で決定していると、どういう考え方でやっているのかなどについては関係の方々に伝わるよう、保安院や安全委員会に伝えますと。

それから、耐震設計についての審査のやり方に問題があるのではないかということについては、安全については安全委員会の管轄なのでお答えできないが、情報を共有しながら話し合いを続けていくことが重要であるというふうに意見を述べております。

それから、国は事業者に対し、包み隠さずすべてを地域住民に開示するよう徹底してほしいというご意見に対しては、内部的な情報を告知した人を保護する法律もできており、ある程度の対応はできているとご認識いただきたいという発言がございました。

それから、原子力をどうやって伝えてよいかわからない、特に原子力基本法について自分では伝えられないということについて、市民参加懇談会を活用していきたいという発言がありました。

次に、高校の社会の教科書の中に、日本の発電量は原発をすべてとめても十分賄えるとしていたと。原発の存続の意味はないのではないかということについて、総発電量の35%近くは原子力で、2030年以降も30～40%程度以上は占めるとしているという発言をしております。

最後に、将来総発電量の30%を原子力で維持しようとするのであれば、大学に原子力という看板をかけさせるべきで、地元で落ちる資金の一部も大学に回すべきということにつきましては、福井県で原子力工学科ができていて、原子力産業が安定化に入ったことを踏まえ、いろいろな分野で活躍できる卒業生を出せるよう名称等の工夫をしたもので、引き続き原子力の専門教育を行っていくというコアメンバーの方からのご発言があったということであります。

一番最初のページ、その他ということで、今後の市民参加懇談会について、体制、活動方法についての検討を行いました。出された意見でございますが、木元前委員の退任に伴い、今後の体制を見直すこととしているが、今後の体制について現在のコアメンバーの意向を確認した上で確立する。活動方法について、現在までの活動を継続する方向で検討するというお話がございました。以上であります。

続きまして、資料第5号が「市民参加懇談会の設置について」の改訂であります。

一番最初のページに今回改訂したいという趣旨が書いてあります。原子力安全委員会は市民懇を設置し、これを開催することによって、市民参加、国民理解の促進のための方策について検討を行ってきたところであります。この活動を通じて、原子力政策の策定段階において市民の声を聞き政策に反映するとともに、市民との相互理解の促進を図るべく努めてきました。また、市民懇のこれまでの成果は、原子力委員会が行う広聴・広報活動に反映するなど、効果的な活動の実施に貢献してきたと総括できるとしております。

この趣旨は、市民懇においては、一番最後の3ページ目の紙に書いてございますが、調査審議事項として（1）原子力政策における市民参加の促進のための方策、（2）原子力政策に対する国民理解促進のための方策ということで、方策についての審議を行う形になっておりました。これらの方策について、今までの成果の結果として、原子力委員会が実際に既に取り入れて、公開フォーラム、食品照射に対する公開フォーラムの活動であったりとか、ご意見を聞く会、これは政策大綱を初めとして政策を作成する際にはご意見を聞く会を各方面で開いてきたというこの方策は既に反映してきているということが書いてございます。

委員会としては、行政関係者と、また1ページ目でありまして、市民とが懇談を通じて相

互理解を深めることは近年ますます重要となってきたと認識します。このため、懇談会についてその活動内容の見直しを行い、これまでの成果を生かした原子力政策における市民参加や国民理解の促進に向けた広聴・広報活動をより効果的、重点的に行うこととします。そのため、「市民参加懇談会の設置について」を別紙のとおり改訂するとあります。

2枚目の紙の変更の部分、活動内容と書いているものであります。原子力政策における国民の参加や政策に対する国民理解を促進するため、市民参加懇談会は国民から直接意見を伺う懇談会の開催及びその効果的な実施のための調査検討を行う。また、実施に当たっては、原子力委員会が行う原子力政策の策定に活用するため、懇談を通じて把握した国民の意見を、適宜適切に報告することにしてございます。

主な変更は先ほどご説明したように、今までは主に方策に視点を当てていたところですが、これについては今まで直接対話の成果とともに、その方策については原子力委員会の他の活動に広く展開されてきておりますので、この方策について新たにペーパーをつくるという検討よりも、まさに直接対話をするという活動の方に重点を置いて進めていきたいということで、設置紙を整理したいということでもあります。

さらに、4. その他のところで、これはほかの専門部会等でつけておりますように、原子力委員会専門部会等運営規程を適用することを加えたいということもございます。

以上であります。

(近藤委員長) ありがとうございます。

以上の提案についてご議論をおねがいします。

よろしければ、私から、ひとつふたつ。資料第4号の議事概要の2. の参加者よりいただいたご意見についてというのは、別添のご意見の整理という紙ですよ。で、これにコアメンバーの発言内容を添付した上でというのは、このコアメンバー会議での委員の感想、それを付して今日ここで報告する。つまり、例えば地方公共団体の教育の問題とか、会議の席上、述べられた所感にあったいくつかの点については、コアメンバー会議から委員会への提言とかたちをまとめておくことが合意されたところ、それは議事録を読めばわかるから別に書かなくてもいいかということもあったんですけども、最後にはそういうふうには仕切ったように記憶しているんです。後ろの一枚紙自体には何の問題もないんですけども、私の記憶が間違っていなければ、私の不手際を反省しつつ、申し上げているのですけれども、コアメンバー会議の議事録と今日の事務局報告に齟齬がある可能性があります。松田さんはあの場に座っておられましたね。

(松田委員) 委員長のおっしゃるとおりだと思います。

(近藤委員長) 違いますと言ってくれない。私の不手際なのに、事務局がかわいそうです。そういうことで、この点はお詫びをして、コアメンバー会議からそういう提言があったことをご紹介して、これはこれでよしといたしましょうか。

それから、資料5号の懇談会の設置紙を改訂したいという提案ですが、ご意見をいただきたいのは、まず目的のところでは平成12年の長期計画を参照しているが、これでいいかということ。政策大綱を参照する書き方に変える、若干の歴史的経緯を書いて改めて設置するという書き方なども考えられるところ、提案は最低限の修正、活動内容のところだけを修正し、目的の欄は手を入れないというものです。歴史的な文章だから残しておいた方がいいということで、こういう改定の仕方もないわけじゃないと思うんですけども、普通はどうなんですかね。委員会等の設置紙を改訂するときどうするか、これが常識ですか。

(西田補佐) 現在の市民懇の続きはそのままに、活動内容だけ変えるという趣旨でございましたので、こういう改訂をさせていただきました。確かに、目的の部分を現状に合わせて変えるというのは、いけないということではないと思います。

(近藤委員長) 目的自体は変えないから、いじらないとしていうことですね。ただ、改定した際に、政策大綱を無視したのかといわれないようにしたほうがいいので、認識しつつ改定したことが分かるように微修正することは検討させていただくことにしましょう。

次に、活動の中に市民懇談会とは書いてあるのはおかしいので、ここはちょっと直した方がいいと思います。市民参加懇談会の活動を規定することは自明ですから、「市民参加懇談会は」というのは要らないと思うんです。それから、「実施に当たっては……報告する」ということではなく、懇談を通じて把握した国民の意見のうち原子力政策の策定に活用すべきと考えるものは原子力委員会に対して適宜適切に報告するということだと思っただけですけどもね。目的達成のために効果的な活動を行い、その成果は委員会に報告することが活動内容です。

ちょっと海外から帰ってから目が回ってしまって、こっちに目が回りませんでしたことをお詫びしつつ、一部修正ありますが、こういうことで市民参加懇談会を維持し、活動をお願いすることに決したいと思います。よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございました。

(6) 近藤原子力委員会委員長の海外出張報告について

(近藤委員長) それでは、その次。

(黒木参事官) 第6番目の議題でございますが、近藤委員長の韓国への海外出張についてであります。資料第6号に室長報告が記載しております。

まず、渡航の目的ですが、韓国ソウル市で韓国の原子力産業会議（K A I F）及び韓国原子力学会共催の第22回の年次大会がございました。これに招待されまして、この開会セッションで我が国原子力政策を説明する講演をされるとともに、パネル討論会というのがございまして、そこで我が国のエネルギー・セキュリティに対する取り組みについて、近藤先生より基調講演を行っていただいております。また、テジョン市にある韓国原子力研究所（K A E R I）の研究施設などの視察を行っております。

日程は、17日が年次大会、18日がK A E R Iの視察であります。

3の結果概要であります。

(1)に年次大会の結果が書いています。4月16日から18日の日程で開催され、17日の午前中に各国の原子力行政責任者からなる講演が行われ、午後にエネルギーセキュリティ等原子力の役割に関するパネル討論が開催されたということで、参加者は800人程度でございます。開会セッションで近藤先生の方から、我が国の原子力政策の概要について講演を行ってございまして、大綱に掲げた基本目的を実現するための短期、中期、長期の観点からの課題について紹介をしております。この際あわせて、核不拡散の原子力利用の拡大の領域におきまして、国際核不拡散体制の強化や各国の原子力利用インフラ整備支援に積極的に取り組んでいくということ、それから2枚目のページですが、日韓両国がこの分野で多くの協力をすることは双方のみならず、世界にとっても有益と信じるということで話を結んでおります。

それに続きまして、パネル討論会、パネリスト4人の基調講演者の1人として登壇されまして、9.11テロや新興の経済高成長国の登場や、地球温暖化対策強化の必要性の認識増大によりまして、各国ともより頑強なエネルギー需給構造の実現を目指して、それぞれ政策介入を強める必要に迫られているという状況にあると。一方、日本は、国際協調や優れたエネルギー技術の活用、国民の理解と協力を基本として実施していくべきだとして、先般まとめられました新国家エネルギー戦略を紹介し、その中で原子力は政策基盤技術に位置づけられていること、大綱におけるその中で数値目標を掲げていることを紹介されております。

K A E R Iの訪問です。J u n gさん、筆頭副所長等に対応していただいたということで、

原子力政策に関する意見交換、それから視察などを行っております。なお、テジョンまでの道中にChon国立中央科学館館長、元原子力局長とも懇談したということでございます。

①が、HANAROについてということで、これは30MWのオープン・プールのタンク型の研究炉でございまして、独自設計の多目的研究炉だと。施設の特徴としては、燃料・材料研究に利用できる140気圧の高温高圧水ループ内蔵であるとか、シリコンドーピングが定常的に行っているようになっているとか、医療用照射ができるとか、放射化分析が簡便にできる等の特徴があるということだそうです。なお、中性子回折装置や冷中性子発生装置などの学術研究設備は、日本の研究者などの協力も得て整備中であつたと聞いております。

②は、ACPであります。新型使用済燃料調整施設、再処理施設の研究施設のようなものでございます。この研究所ではナトリウム冷却高速炉を実用化することを目指して、そのために概念設計も実施しておりますが、一方におきまして軽水炉使用済燃料についても再処理技術を取り扱っているということで、加熱粉体処理や電解還元処理によって、最終的にはマイナーアクチニド核種等をプルトニウムと一緒に回収して、金属インゴットの形で加工するという研究施設を有してございます。

次のページに書いておりますが、このACPという装置は30cm程度に切った燃料棒を5本、これをバッチ処理するという形をとっております。5つのホットセルからなる試験施設であるということでもあります。なお、このホットセル内には、保障措置のための米国ロスアラモス研究所と共同開発を行った計量管理システムが設置をされております。

③が核融合研究開発の状況です。KSTARという韓国に設置されてある実験施設、超伝導トカマクの施設でございまして、このための開発中の中性ビーム発生装置、それから高周波加熱装置を見学されております。核融合分野では、そのほか韓国はITERのブランケットの試作や実証炉の設計研究なども行っているということと言及があつたということでございます。

④その他のところでありますが、韓国は、低レベル放射性廃棄物処理施設の受け入れ自治体が公募で決定したということ、これを受けて発電炉の新設計画が新たに具体化しているということ、またよく産業界で軽水炉機器製造能力を米仏が期待していること、さらに高いプラント稼働率のところにも米国流の保守施設の導入にも着手するなど、原子力政策にダイナミズムが復活しつつある印象であつたとしております。次の課題は使用済燃料の中間貯蔵施設を建設することであろうとしております。

2点目ですが、日韓中科学技術協力大臣会合で研究機関間のフォーラム会合が開催すると

いうことで準備されておりますが、K A E R I がその連絡の中心になっております。

3点目が、食品照射について、対象は限られているが実施されているということで、最近照射済みのラーメンが輸出されるようになったと。消費者団体と韓国原子力研究院との共同事業で、給食の放射線照射が行われ成功をおさめた。給食に食中毒が多発した際の対応として検討されたものであって、給食への放射線照射を許容する議員立法の動きが進んでいるという説明を受けたということであります。

以上であります。

(近藤委員長) ありがとうございます。何かご質問ありませんか。

(広瀬委員) 反応はどうだったですか。講演なさっているいろいろな質問とか、韓国のいろいろな反応はあったのでしょうか。

(近藤委員長) 午前中の講演に対する質問は、I A E A に対する日本提案、あるいはI A E A の考えていることは何ぞやという事実関係に関するものでした。後半は、急に頼まれたので、やや教科書的なエネルギー安全保障論と日本の取組を述べましたが、私が2番目であったことやほかのスピーカーは原子力への取り組み状況のレビューとか役割論、そして推進方策を論じていたこともあり、私の講演がキーノートになっていて、続く講演者が小生の講演の中身をレファリーしていましたので、その後に行われたパネル討論自体にはスケジュールの都合で参加できなかったのですが、一応役割は果たしたのではないかと考えています。

(伊藤委員) 食品照射で、学校給食ですよ。これは割とスムーズに理解を得ているんですか。

(近藤委員長) 食中毒問題がにぎやかになっているときにそういうことをやってみた関係者がうまくいったと言ったことを聞いて、議員立法にしようという動きがあるということで、結果は聴いていません。ただ、W i n - J a p a n と同じ女性グループのW i n - K o r e a という韓国の原子力関係の女性研究者の集まりが音頭をとってやったということで、日本のW i n - J a p a n にとって刺激的なニュースと思います。もっとも日本の食品関係の管理水準というのは高過ぎて、出る幕がないという説もあるようではありますので、よく調べてみる必要はあるかなと思っています。

よろしければ、これはこれで終わらせていただきます。

そのほか。

(黒木参事官) そのほかであります。資料第7号に資料をつけておりますが、4月27日、今週の金曜日に政策評価部会の第13回が開催する予定でございます。平和目的のレポートの案を作成し、パブリックコメントにかけていたわけでございますが、それが終了して意見

の集約がほぼ終了しつつありますので、最終的にそれをどう報告書に反映していくのかということを議論いただく予定にしております。場所はこの庁舎の4階、第2特別会議室であります。

(近藤委員長) ありがとうございました。

以上、皆様何か、よろしゅうございますか。

(黒木参事官) 次回は、第18回の原子力委員会になりますが、来週がちょうどゴールデンウィークの谷間になりますので、そのときは開かない形にして、再来週の5月8日火曜日、10時半から、場所はこの643会議室で開催したいというふうに考えております。以上でございます。

それから、プレス関係ですけれども、原子力委員会では毎月第1回火曜日の定例会議終了後にプレス関係者の方々の懇談会を開催しておりますが、次回5月8日が5月の最初の定例会となりますので、定例会終了後にプレス懇談会を開きたいと考えております。プレス関係者におかれては、また次回この会合にご参加していただければ幸いです。

以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。

それでは今日はこれで終わります。ありがとうございました。

—了—